

市川こども手当管理システムに係る情報提供依頼書（RFI）

1 趣旨

本市では、厳しい経済情勢が続く中、すべてのこどもに対する公平な支援を実現するため、保育料無償化の対象外となる児童に対し、予算の範囲内において、市川こども手当（以下「手当」という。）を令和8年9月より実施します。

現在は、申請データ、住民基本台帳データ、保育施設利用者データ及び生活保護受給者データを職員が手作業で突合し、対象者の認定、支給管理及び資格管理を行っていますが、事務負担の増加やヒューマンエラーのリスクが課題となっています。

このため、令和9年度中のシステム導入を検討しており、システム導入の可否、実現方法及び概算費用等を把握するため、情報提供依頼（RFI）を実施します。

なお、本RFIは今後の仕様検討の参考とするためのものであり、調達を約束するものではありません。

2 制度概要

- (1) 制度名 市川こども手当
- (2) 対象者 保育料無償化の対象外となる児童（出生日の翌日から起算して57日目から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）で現に生活保護を受給していないもの。
- (3) 制度概要 対象児童に対し、月額15,000円を支給する
- (4) 支給期間等
 - 4月～6月分 → 9月支払い
 - 7月～9月分 → 12月支払い
 - 10月～12月分 → 3月支払い
 - 1月～3月分 → 6月支払い

3 現状の課題とシステムの前提条件

(1) 現状の課題

市川こども手当の支給対象者を抽出するために、職員が手作業で突合し、対象者の認定、支給管理及び資格管理を行っていますが、事務負担の増加やヒューマンエラーのリスクが課題となっています。

(2) システムの前提条件

本システムは、本市が実施する市川こども手当事業（保育施設に入所していない未就学児を対象に手当を支給する制度）の業務を支援するシステムです。

申請フォームデータ、住民基本台帳データおよび保育施設利用者データ等を活用して支給対象者を抽出し、申請受付、資格審査、認定、支給決定、支給実績管理、各種通知書、帳票作成等を一元的に管理することを想定しています。

本システムについては、以下を前提として情報提供をお願いいたします。

- ①市が指定する基幹系サーバ環境へ構築するもの。
- ②住民記録システムとの連携方式については、デジタル庁が公開している基幹業務システムの共通機能の標準仕様における、「ファイル連携に関する詳細技術仕様書」に準じた連携を想定しており対応可能であること。

なお、本市においては、ガバメントクラウド上にオブジェクトストレージを構築している。

4 対象者判定の考え方

(1) 使用データ

- ア 申請フォームデータ・・・保護者から申請された児童情報
- イ 住民基本台帳データ・・・各月 1 日時点における住民登録情報
- ウ 保育施設利用者データ・・・各月保育施設の利用者情報
- エ 生活保護受給者データ・・・各月月末時点の生活保護受給者データ

(2) 支給判定条件

次のすべての条件を満たす者を支給対象者とする。

- ① 出生日の翌日から 57 日目から満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であること。
- ② 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づく本市が備える住民基本台帳に記録をされていること。ただし、他者からの暴力の防止その他特別の事情により本市に当該記録をすることが困難であると市長が認める者にあつては、この限りでない。
- ③ 当該月に『(1) 使用データ・ウ 保育施設利用者データ』に対象者が存在しないこと
- ④ 当該月に『(1) 使用データ・エ 生活保護受給者データ』に対象者が存在しないこと
- ⑤ 当該児童にかかる手当の支給申請がされていること。

(3) 判定ロジック

【新規認定】

- ①『(1) 使用データ (ア・イ・ウ・エ)』の4データを突合し、各月1日時点において、以下の条件に該当すること。

判定条件：「ア 申請フォームデータ」に存在する

・「イ 住民基本台帳データ」に存在する

・「ウ 保育施設利用者データ」に存在しない

・「エ 生活保護受給者データ」に存在しない

・「出生日の翌日から 57 日目から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」

を支給対象者とする。

②支給開始月

ア 支給対象児童がその月の2日から末日までに『(2) 支給判定条件②』を満たしたことにより同①から④までの要件を満たした場合 その月の翌月

イ ア以外の場合により『(2) 支給判定条件』の全てを満たした場合 その月

【却下】

『(1) 使用データ (ア・イ・ウ・エ)』の4データを突合し、各月1日時点において、以下の条件いずれか該当すること。

判定条件1：「ア 申請フォームデータ」に存在する

「イ 住民基本台帳データ」に存在する

「ウ 保育施設利用者データ」に存在もしくは「エ 生活保護受給者データ」に存在する

者であり、支給対象月がひと月もないもの。

判定条件2：「ア 申請フォームデータに存在」かつ「イ 住民基本台帳データに存在しない」者であり、支給対象月がひと月もないもの。

【消滅】

すでに認定済みの対象者について、「イ 住民基本台帳データに存在しなくなった」もしくは「ウ 保育施設利用者データに存在した」場合もしくは「エ 生活保護受給者データに存在した」場合、該当した月で資格を消滅する。

(4) 判定例

例 1 令和 8 年 9 月 1 日時点で(2)②を満たしかつ同月中に(2)①～④を満たす場合

- 生年月日：令和 8 年 8 月 4 日
 - 住民登録日：令和 8 年 8 月 4 日
 - 生後 57 日経過日：令和 8 年 9 月 30 日
- ⇒ 支給開始月：令和 8 年 9 月分

例 2 令和 8 年 9 月 1 日時点で(2)②を満たしかつ翌月中に(2)①～④を満たす場合

- 生年月日：令和 8 年 8 月 20 日
 - 住民登録日：令和 8 年 8 月 20 日
 - 生後 57 日経過日：令和 8 年 10 月 16 日
- ⇒ 支給開始月：令和 8 年 10 月分

例 3 令和 8 年 9 月 2～30 日の間に(2)②を満たし同月中に(2)①～④を満たす場合

- 生年月日：令和 8 年 8 月 1 日
 - 住民登録日：令和 8 年 9 月 2 日
 - 生後 57 日経過日：令和 8 年 9 月 27 日
- ⇒ 支給開始月：令和 8 年 10 月分

例 4 令和 8 年 9 月 1 日時点で(2)②を満たし翌月から保育料無償化の対象外になる場合

- 生年月日：令和 7 年 1 月 1 日
 - 住民登録日：令和 7 年 1 月 1 日
 - 生後 57 日経過日：令和 7 年 2 月 27 日
 - 施設退所日：令和 8 年 9 月 30 日
- ⇒ 支給開始月：令和 8 年 10 月分

5 システムに求める機能

(1) データ取込機能

- ① 使用データ（ア・イ・ウ・エ）を CSV 形式等で手動取込みができること。
- ② システム本稼働までの間にすでに支払った手当の支給実績を CSV 等を取り込み
できること。

(2) データ連携機能 ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージから住基情報等（住登外者含む）の連携を日次もしくは月次で行えること

(3) 資格台帳管理機能

- 取り込みした CSV データおよび住民基本台帳データを元に台帳を作成し、申請状態にできること。
- 手入力で台帳を作成できること。
- 児童毎に管理番号を作成し、個別に管理ができること。
- 台帳について、登録、修正、削除、照会できること。
- 台帳画面で氏名・フリガナ・住所・生年月日・出生翌日から 57 日到達日・満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日・宛名コード・住民登録日・非住民日・口座情報・認定日・申請日・認定日・支給開始月・消滅日・消滅理由・申請者情報・電話番号・支給実績（金額および支払い日）が管理できること。
- 過去の資格情報及び支給履歴を保持できること。
- メモ機能があること。
- 検索機能があること（氏名、生年月日、対象者宛名番号、管理番号等）
- 資格状態については、申請・認定・認定保留・消滅・差し止め・却下のステータスを設定できるものとする。

(4) 資格判定機能（認定・却下・消滅）

- 取込・連携したデータを基に支給対象者を判定できること。
- 新規認定者を一覧表示及び CSV 出力できること。
- 却下対象者を一覧表示及び CSV 出力できること。
- 消滅対象者を一覧表示及び CSV 出力できること。
- 判定結果の確認及び手動修正が可能であること。
- 申請日から 2 年間もしくは住民登録日のいずれか早いほうの日付まで遡及して支払い対象である期間がないか判定できること。

(5) 支給決定管理機能

- 支給決定者を抽出できること。
- 支給決定日及び支給開始月を管理できること。
- 支給のお知らせを自動作成できること。
- 不支給決定通知書を自動作成できること。
- 通知書の一括出力及び PDF 出力ができること。

(6) 資格喪失管理機能

- 毎月の保育施設利用者データとの自動突合により、保育施設等への入所を判定できること。
- 毎月の住民基本台帳データとの自動突合により、住民基本台帳の喪失を判定できること。
- 毎月の生活保護受給者データとの自動突合により、生活保護の受給開始を判定できること。
- 支給対象外となった場合、自動的に資格喪失処理ができること。
- 資格喪失日及び喪失理由を管理できること。

(7) 振込データ作成機能

支給対象者の支払いデータを全銀フォーマット（.dat ファイル）で作成、出力できること。その際、同一名義の口座がある場合は合算して一つの支払いにまとめること。

(8) 帳票機能

以下の帳票を作成し、PDF 及び CSV 形式等で出力できること。

- 支給のお知らせ
- 不支給決定通知書（電子公印を印字するため、調整等が可能であること）
- 支給対象者一覧および支給金額一覧
- 支給実績一覧
- 受給者台帳

(9) 統計資料作成機能

支払情報統計資料および資格情報統計資料を CSV 等で作成できること。

（別紙「統計 CSV イメージ」参照）

6 情報提供依頼事項

- (1) システムの実現方法 上記機能の実現可否及び実現方法
- (2) 導入実績 自治体における類似システムの導入実績
- (3) 導入スケジュール 要件定義から本稼働までの標準的な期間
- (4) 概算費用 別紙見積書
- (5) 運用・保守
 - 保守体制
 - 問い合わせ対応時間
 - 制度改正時の対応方法
- (6) その他
 - 効率化提案等
 - 課題・制約条件

7 導入予定時期 令和 9 年度中の本稼働を予定している。

8 提出方法

電子データにてご提出ください。(ZIP 形式にして圧縮しての提出)

電子データについては、必ず最新のウイルスパターンファイルによるウイルスチェックを行ったうえで、ZIP 形式にて圧縮する際にパスワードを付与してください。

なお、ファイル本体にはパスワードをかけないでください。

電子データは市川市指定のメールアドレス宛に送付（容量上限は 6MB までのため、超える場合には分割して送付）か、郵送または市に持参いただく場合は、CD-R または DVD-R にてご提出ください。メールで送付いただいた場合は受信確認メールを送信いたします。

郵送の場合は、提出期限までに届くよう、ご配慮ください。なお、市に持参される場合は事前に連絡し、上記期限内の平日の午前 9 時から午後 5 時までの間をお願いします。

メールアドレス : kodomofukushi●city.ichikawa.lg.jp

※ ●は@と読み替えてください。

9 提出期限 令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 5 時 00 分

10 注意事項

(1) RFIに関する質疑について

本 RFI に対する質問は、以下の URL から期限までに入力・送信をお願いいたします。

URL : <https://logoform.jp/form/cGft/1744444>

質問期限：令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 5 時 00 分まで

質問回答：令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 5 時 00 分までに HP 上に回答（予定）

(2) 情報提供書受領後の扱いについて

記載事項に疑義が生じた場合は、直接ヒアリングを行う可能性があります。

(3) その他

- ①事業者は、提出した情報提供書に記載された内容全てについて、第三者の有する著作権や商標権等の知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。
- ②事業者が提出した情報提供書の記載内容を、本市が必要な範囲内で複製、改変又は内容を写真その他の媒体により表現することに対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 20 条第 1 項を根拠とする権利行使を行わないこと。
- ③提出した情報提供書に対し「市川市公文書公開条例（平成 9 年 3 月 26 日条例第 2 号）」による開示請求があった場合、市川市が開示することを制限した内容を除き、開示することを前提とする。ただし、事業者が非公開を希望する場合は、その対象となる箇所及び理由を聞いたうえで、合理的な理由があれば、非公開情報として取り扱う。
- ④今回の RFI による情報提供書の提出実績の有無や記載内容に関しては、その後に実施予定の市川こども手当管理システム利用（構築）に係る入札における入札参加要件や落札者決定において全く考慮しない。
- ⑤本システムを構築するにあたり、サーバは発注者の仮想サーバを使用する予定である。
- ⑥システムの利用端末数については 30 台（保守事業者分含む）を見込むものとする。
- ⑦システムが扱うデータの数（支払いデータ作成数）はひと月当たり 7,000 人程度（対象年齢の人口については、令和 8 年 6 月時点で約 21,000 人）を見込む。ただし、2 年間は遡及して支給できる制度であるため、扱えるデータ数にある程度余剰があること。